

職人共、それらの捧物して御禮申上る事也、先例にて御近習の面々、其外諸役人中、右町人職人共の指上たる進物を、鬮取にして配當せり、之かるに御役人分は、鬮取に不及して、各望の品を一色も二色も指取にする事は亦いつの頃よりか仕來となりぬ、巳ノ年正月鬮取畢て、御近習の面へ、取たる品御間被遊、此時御役人中鬮取に及ずして指取にする由を、初て御聞被遊仰けるは、役人共の鬮取なくて、望の品を指取にいたす事心得ず、去ながら今年は最早過去ぬる事なれば、其沙汰に及ぶべからずとなり、此御意承り傳へ、役人中甚畏服して來年の事を誠めり、誠に不令して向來を示すとは、箇様の事を可申、

〔甲子夜話 四十五〕年始退朝ノトキ、次手ニ老若衆回勤スルコト、烏帽子大紋ノマ、回ルコトモアリ、此頃九鬼長州隆國、初、我肥州ニ話セシハ、某祖父存在ノトキ、此事ニテ烏帽子、駕ノヤネニ中リテ、度々ノ出入不自由ナリ、因テ年始ノ回勤ハ、麻上下ニ著替タル方然リ、杯云シ者アリシヲ聞テ、何條出入ノ礙ニナルベキ、我勤シ頃ハ烏帽子ハ著ズ、手ニ持テ白洲ヲ歩行タリ、駕籠ノ中ニココシ置テハ宜シカラズト誨ヘシガ、流石今ノ世ニハ斯クハ爲ガタシト、長州云タリト肥州語レリ、コノ頃ノサマ想知ルベシ、コノ祖父ハ隆邑ト云テ、徳庵ノ頃ヨリ勤メテ、近年九十餘ニテ卒セシ人ナリ、武人ナリシ、

〔一話一言 二十六〕南市令府簿書

彈左衛門由緒之事

一御入國之御時、御馬足痛略、中私先祖支配之猿引召、連罷出候得ば、病馬快氣仕候に依て、爲御褒美、鳥目頂戴仕、其爲引例、毎年正月十一日、御城様御臺所にて頂戴仕候、中古より西之御九下に、從御廐御判頂戴仕、御納戸方より鳥目頂戴仕候、

一御入國之御時格式にて、只今に、至迄年始之御禮、元日御老中様へ罷上、夫より段々御役所様へ